

国立大学法人富山大学における日本学術振興会特別研究員取扱規則

平成24年11月27日制定
平成25年9月6日改正
平成26年3月25日改正
平成27年5月26日改正
令和元年10月1日改正
令和3年3月30日改正
令和5年3月7日改正
令和5年8月2日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）において、独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「学振研究員」という。）を受け入れる場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(受入れ)

第2条 本学において学振研究員として研究に従事することを希望する者は、独立行政法人日本学術振興会（以下「学振」という。）の採用決定があった場合、速やかに指導を受けようとする教員（以下「受入教員」という。）の承諾を得て、学長に申請書（別紙様式1）を提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、受入を許可するものとする。

3 学長は、前項の規定により受入を許可したときは、受入教員の所属する部局等の長を経由して申請者に対し、受入許可書（別紙様式2）により、通知するものとする。

(受入期間)

第3条 学振研究員の受入期間は、学振が定める採用期間とする。

(研究への従事)

第4条 学振研究員は、定められた研究題目について、受入教員の指導の下に研究に従事するものとする。

(科学研究費助成事業への応募資格)

第5条 学振研究員が、特別研究員奨励費以外の科学研究費助成事業による研究費を受給すること、又は当該事業による助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることを希望する場合は、学振が重複応募を認める当該事業に応募することができるものとする。ただし、大学院学生を有する者は、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）以外の研究種目に研究代表者として応募及び受給することはできない。

(科学研究費助成事業に係る間接経費の取扱い)

第6条 学振研究員へ科学研究費助成事業に係る間接経費が交付されるときは、国立大学法人富山大学科学研究費補助金経理取扱内規（以下「本学科研費経理内規」という。）第6条第1項の規定を適用する。

2 学振研究員が研究に従事する研究機関を他の研究機関へ変更する場合には、本学科研費経理内規第6条第2項の規定に準じて、当該学振研究員に係る直接経費の執行残額の30%に相当する額の間接経費を当該学振研究員に返還するものとする。

(研究料)

第7条 学振研究員の研究料は、徴収しない。

(設備・施設等の利用)

第8条 学振研究員は、所定の手続きを経て、研究に必要な本学の施設・設備等を利用することができる。

(給与)

第9条 学振研究員には、給与は支給しない。

(物品の購入等)

第10条 学振研究員は、研究に必要な物品の購入及び役務行為又はその他補助金の支出を要するものについては、本学科研費経理内規第7条第1項の規定に基づき、本学の会計事務手続に準じて請求しなければならない。

(旅行手続き)

第11条 学振研究員が科学研究費補助金により、研究を推進するため国内外を旅行する必要がある場合には、本学科研費経理内規第7条第3項の規定に基づき、[国立大学法人富山大学旅費規則](#)第4条第5項を適用し、受入教員の所属する部局等において旅費支給に係る手続きを行うものとする。

(設備等の寄附)

第12条 学振研究員は、本学科研費経理内規第9条に基づき、科学研究費補助金により購入した設備備品又は図書を、購入後直ちに本学に寄附しなければならない。ただし、直ちに寄附することにより研究上の支障が生じる場合には、学振研究員という研究代表者としての応募資格を有しなくなるまで、本学への寄附を行わないことができる。

(事故等による損害)

第13条 学振研究員が、本学の施設において、あるいは第11条による旅行中において災害その他の事故等にあった場合、本学はその責を負わない。ただし、本学に責任が認められる場合は、この限りでない。

(知的財産の取扱い)

第14条 学振研究員として従事した研究において創出した知的財産の取扱いについては、[国立大学法人富山大学職務発明規則](#)第16条を適用する。

(弁償の義務)

第15条 学振研究員が、本学の施設・設備等を利用し、その責に帰すべき理由により、本学に損害を与えた場合は、その損害の弁償を請求することができる。

(規則の遵守)

第16条 学振研究員は、本学の諸規則等を遵守しなければならない。

(受入れの取消し)

第17条 学長は、学振研究員が学振の採用決定を取り消され、又は資格を喪失した場合は、受入れを打ち切るものとする。

(補則)

第18条 本学大学院博士課程在学者が、学振研究員となった場合においても、本学大学院学生としての身分には変更がないものとする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、学振研究員の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行日の前日において、本学に学振研究員として受け入れられている者は、この規則により受入れを許可されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成 25 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年 5 月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 8 月 2 日から施行する。

別紙様式1

日本学術振興会特別研究員受入申請書

年 月 日

富山大学長 殿

申請者
住所
氏名

富山大学において日本学術振興会特別研究員として、下記のとおり研究に従事したいので申請します。

なお、研究への従事にあたっては、貴学の職員就業規則の服務に関する遵守事項及び諸規則等を遵守いたします。

記

ふりがな 氏名			
生年月日	年 月 日	年齢	
現在の身分			
最終学歴			
学位取得（見込）	年 月 博士（ ）（見込）		
希望する研究期間			
研究題目			
受入部局等 名			
受入教員 名			

上記申請者の受入教員となることを承諾します。

所属部局・職・氏名

別紙様式2

日本学術振興会特別研究員受入許可書

年 月 日

申請者

殿

国立大学法人富山大学

学 長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申請のあったこのことについて，受入れを許可します。